

日 時
学 級

会 場
授業者

1 単元名 日本地域構成 「日本の範囲」 (帝国書院)

2 単元について

(1) 生徒観

本単元に関わって、今年1月、平成20年7月に示された『中学校学習指導要領解説社会編』（以下、指導要領解説）の一部が、『高等学校学習指導要領解説地理歴史編』および『公民編』とともに改訂された。改訂された内容は2点である。1点は、近年増大する東日本大震災に代表される自然災害の際、消防や自衛隊、地域の人々、そしてボランティアなどが連携して対応にあたっていることに関わる「自然災害における関係機関の役割等に関する教育の充実について」。そしてもう1点は、未だ解決の糸口が見つからないどころか、昨今更に混迷を極める、近隣諸国との領土問題に関わる「領土に関する教育の充実について」である。

生徒は現在、地理的分野「第2部 日本のさまざまな地域 第3章 日本の諸地域」の中の「第2節 中国・四国地方」を学習しており（教育実習生による授業）、本単元「日本の姿」については、進級間もない5月に既に学習を終えている。この単元は、「世界的視野から国土の位置や領域の特色を理解したり、他の国との時差を調べたり、都道府県などに着目して様々な地域区分できることをとらえたりする学習を通して、国土の地域構成を大まかにとらえさせること」をねらいとしており、世界の中での日本の位置、時差でとらえる日本の位置、日本の範囲、都道府県と地域区分、さまざまな地域区分と略地図、という内容から構成される。生徒は、一つの国の範囲を領域と呼ぶこと、領域は特に日本のような島国の場合、領土・領海・領空から構成されることなどを学習した。しかし、前述の領土に関して、特に「問題」化している北方領土、竹島、尖閣諸島は日本固有の領土であること、前記2つについてはそれぞれロシア・韓国に不法占拠されている状態であること、尖閣諸島については日本固有の領土であることに加え、現在も我が国の有効支配が続き、領有権の問題は存在していないことを簡単に学習したに留まっている。

これを踏まえ、内閣府の「北方領土問題に関する特別世論調査」に準じ、北方領土問題に関するアンケート調査を行った。

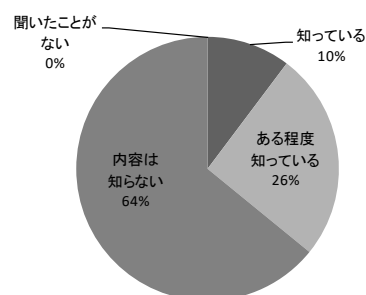
Q：あなたは、日本とロシアの間に「北方領土問題」があることを知っていますか。

- ア 問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている
- イ 問題について聞いたことがあり、問題の内容もある程度知っている
- ウ 問題について聞いたことはあるが、問題の内容までは知らない
- エ 問題について聞いたことがない

平成20年と25年に行われたこの特別世論調査において、北方領土問題の日本国民の認知度は、若干であるが上向していることが確認された。一方で、北方領土返還要求運動の担い手である若い世代ほど、認知度は著しく低いという傾向が、改めて浮き彫りになった（調査対象は20歳以上）。右の結果から、本校生徒においても例外でないことが明らかになった。

そこで、日本の領土の一部が「問題化」している事実をまず確認したい。その上で、中学校社会科の三分野の学習を通して、北方領土をはじめと

日本とロシアの間の北方領土問題について



する領土、領土問題に関する関心を喚起し、多面的・多角的に問題を考察させたい。その際、領土問題というものは至極複雑な問題であることに鑑み、日本政府の立場のみ一面的に紹介、主張することがないよう、くれぐれも注意したい。そして最終的には、領土問題の今後の展望や日本のとるべき方策、自分自身の関わり方を生徒それぞれが考えていけるようにしたい。

(2) 教材観

本単元「日本の姿」は、『中学校学習指導要領』地理的分野の内容「(2) 日本の様々な地域」のねらいである「『世界の様々な地域』の学習成果を踏まえ、日本及び日本の諸地域の地域的特色をとらえる 学習を通して、国土の認識を深める」ための中項目「ア 日本の地域構成」に該当し、そのねらいについては前記の通りである。

辞書によると、「国土」とは「一国の統治権の及ぶ範囲の土地。領土。」とある。また平成20年版学習指導要領においては、「我が国の『国土』」は、これまで同様、社会科の目標の中に、理解と愛情を深める対象として位置づけられている。「国土」や「領土」という文言は、学習指導要領に継続的に用いられているが、平成元年版学習指導要領において初めて、「内容の取扱い」の中で、「北方領土が我が国固有の領土であること」を踏まえ「我が国の領域をめぐる問題」に着目させるとの記述が登場した。これは、社会科全体の「目標」に掲げてある「我が国の『国土』」が、地理的分野の「内容」でも示され、さらに「内容の取扱い」でより具体的な内容、個別の地名として実質化されたことを意味する。

これらは当然、社会情勢の変化に伴い、教育政策上の意味づけが変化していることに起因する。本時で取り扱う「北方領土」は、日本の領土であることを強調するための言葉であり、地理学的な概念ではない。日本（政府）は、問題化している国後、択捉、歯舞、色丹をあわせて「北方領土」もしくは「北方四島」と呼称する。

外務省は、『われらの北方領土』の中で、「現状においては、残念ながら北方領土問題をめぐる日露双方の立場には大きな隔たりがあ」とした上で、「領土問題は国家の主権に関わる基本的な問題であり、北方四島が当然日本に帰属すべき領土であることにつき国民一人ひとりに正しい認識を深めていただくことが重要」としている。また、北方領土が問題化した背景について詳細に触れつつ、「過去の両国間で締結された重要な条約に照らして、北方領土がサンフランシスコ平和条約で日本が放棄した千島列島に含まれないのは明白」とし、その「重要な条約」として、1855年の日魯通好条約、1875年の樺太千島交換条約、1905年のポーツマス条約、1951年のサンフランシスコ平和条約を挙げ、その時々において画定した国境線を地図上に示している。その上で、第二次世界大戦の終結時において日ソ中立条約を無視して対日参戦し、1945年9月5日までに北方領土を占領したソ連の不法性について、同じく地図を用いながら指摘する。しかし、一方で、そもそも国後、択捉の二島は地理学上千島列島の一部であり、歯舞、色丹は北海道の一部であるとする言説も存在する。また、国際法には様々な解釈の余地があるうえ、紛争として残っているものは、何らかの道理がどちらにも存在し、原理原則だけでは建前と建前の衝突となってしまう、「問題」が「問題」のまま、決して解決には向かわないという難しさもある。

ただし、この「領土問題」は裏を返せば、相手国の主張や日本の主張との相違点は何かを考えたり、そもそもなぜ領土問題は解決しないのか考えさせたりすることにより、「諸資料に基づいて多面的・多角的に考察」することを目標とする社会科において、格好の教材になり得るともいえる。

(3) 指導観

『指導要領解説地理的分野』は、前述のように、「我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。…北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。」と改訂された。領土問題は、一般的には領土をめぐる両国ともに、自国の国益を決して損なうことなく、できれば平和的に解決したいと望むものである。それは、日本の領土をめぐる「問題」も例外ではなく、改訂された「領土に関する教育の充実」に関する内容について、韓国、中国両政府から厳重な抗議や撤回要求がなされている。まさに国益に関わる大きな問題であるので、このような面にも配慮しつつ、時間をかけてその背景や現状、そして今後の見通し、解決について学ばせたいところである。しかし、現状を踏まえると、相当の授業時数を確保し、それぞれの分野で領土を扱う（もしくは統合単元を特設する）ことは、現実的に難しさが伴う。そこで、基本的に各分野1時間ずつ、現中学校社会科の学習内容を補完する形で「領土に関する教育の充実」を図り、今改訂のねらいに添えていきたいと考える。具体的には以下の通りである。

表 領土に関する各分野のねらいとおもな学習内容

分野	前時の学習	ねらい	おもな学習内容
地理 (2年)	日本の範囲	○ 北方領土が問題化した背景を踏まえ、ロシアに不法占拠されている現状を理解させる。また、他にも領土問題を抱えていることをその位置とともに確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土の位置 ・ 北方領土が問題化した背景 ・ 北方領土がロシアに不法占拠されている現状 ・ 日本が他に抱える領土問題 ・ 領土問題解決に向けて必要なこと
歴史 (3年)	戦争の終結	○ 問題化している領土は、国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入したと主張する日本と、相手国の主張の差異を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次大戦後の北方領土へのロシアの侵攻 ・ 第二次世界大戦前後の北方領土 ・ 竹島の歴史 ・ 尖閣諸島の歴史 ・ 対立する相手国のとらえ方
公民 (3年)	国際社会における国家	○ 問題化している領土について、今後の展望や日本とすべき方策、自分自身の関わり方を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土をめぐる問題の背景と現状 ・ 竹島をめぐる問題の背景と現状 ・ 尖閣諸島をめぐる問題の背景と現状 ・ それぞれの領土問題の解決に向けて

三分野を通して領土問題に対する認識を深め、問題そのものに対する興味・関心を喚起したいと考える。また、「諸資料に基づいて多面的・多角的に考察」させることを通して、日本の主張の正当性を理解させつつ、よりよい解決策を考える思考力や判断力、問題解決に向けて意欲的に考えようとする態度を育成していきたい。

3 単元の目標と評価規準

(1) 目標

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観する。

(2) 評価規準

	社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての 知識・理解
観 点	国土の位置,世界各地との時差,領域の特色と変化,地域区分などを基に,日本の地域構成に対する関心を高め,学習課題の解決に向けて意欲的に考えようとしている。	日本の地域構成を,国土の位置や世界各地との時差,領域の特色や地域区分を基に多面的・多角的に考察し,その過程や結果を適切に表現している。	日本の地域構成に関する資料から有用な情報を適切に選択し,その情報を基に,日本の地域構成について読み取ったりまとめたりしている。	日本の地域構成について,国土の位置や世界各地との時差,領域の特や地域区分を理解し,その知識を身に付けている。

4 単元の学習計画及び評価計画（単元：「日本の地域構成」）

時	主な学習内容（学習活動）	評 価	評価場面 (方法)
1	1. 世界の中での日本の位置	<ul style="list-style-type: none"> 世界からみた日本の位置について,地図帳から必要な情報を選択し,まとめている。 方位や自然地形名を用いた世界における位置の表現について理解し,まとめている。 <p>【技能】</p> <p>【思考・判断・表現】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業 挙手, 発言 ワークシート
	<ul style="list-style-type: none"> 世界からみた日本の位置を, 緯度・経度からどのように表現できるか, 地図帳で調べる。 地球儀上で世界旅行を大観させ, 日本からの経路について, 方位や自然地形名を用いて説明する。 		
2	2. 時差でとらえる日本の位置	<ul style="list-style-type: none"> 時差が生じる理由について, 地球の自転に着目し, まとめている。 時差を求める際に必要な地球の自転の速度や考え方を理解し, 計算して時差を求めている。 <p>【思考・判断・表現】</p> <p>【技能】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業 挙手, 発言 ワークシート
	<ul style="list-style-type: none"> 時差が生じる理由について考察させ, 表現させる。 時差の求め方に関する知識を習得させ, 実際に時差を計算で求められるようにする。 		

時	主な学習内容（学習活動）	評 価	評価場面 （方法）
3	3. 日本の範囲①		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地図や地球儀を活用して、日本の領域の広がり把握する。 ・島国の特色や問題点を考えさせ、話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球儀や地図を活用して、日本の領域の広さを読み取っている。 【技能】 ・島国の特色や問題点について、これまでの生活体験や資料から自分の考えをまとめている。 【思考・判断・表現】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業 ・挙手、発言 ・ワークシート
4 本 時	4. 日本の範囲②（北方領土問題）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土が日露（ソ）間で問題化した背景とロシアが不法占拠している現状を理解する。 ・日本固有の領土だからこそ、北方領土には自由に渡航できないことを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本固有の領土だからこそ、ロシアが不法占拠している北方領土への渡航の自粛を日本政府が求めていることを理解し、その知識を身に付けている。 【知識・理解】 ・ビザなし交流の目的を資料が読解し、平和的解決に関わることに触れながら表現している。 【思考・判断・表現】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業 ・挙手、発言 ・ワークシート
5	5. 都道府県と地域区分		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地図帳を活用して、都道府県名とその位置、都道府県庁所在地名を身に付け、統計資料から特色を読み取ったり調べたりする。 ・日本の7地方区分について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地図帳の統計資料を基に、都道府県の特徴を調べたり読み取ったりしている。 【技能】 ・日本の7地方区分について理解し、その知識を身に付けている。 【知識・理解】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業 ・挙手、発言 ・ワークシート
6	6. さまざまな地域区分と略地図		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分の目的や基準により、日本は7地方区分以外にもさまざまな地域区分があることを理解する。 ・大まかな形と位置関係に留意しながら、日本の略地図をかけるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や基準などにより、7地方区分以外にもさまざまな地域区分があることを理解し、説明している。 【知識・理解】 ・日本の姿を端的に表した略地図に関心を持ち、適切に描こうとしている。 【関心・意欲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業 ・挙手、発言 ・ワークシート

5 本時について

(1) 主題 日本の範囲②（北方領土問題）

(2) 目標

北方領土が日露（ソ）間で問題化した背景とロシアが不法占拠している現状を踏まえ、日本固有の領土だからこそ、自由に渡航できないことを理解する。

(3) 評価規準

- ・日本固有の領土だからこそ、ロシアが不法占拠している北方領土への渡航の自粛を日本政府が求めていることを理解し、その知識を身に付けている。【社会的事象についての知識・理解】
- ・ビザなし交流の目的を資料から読み取り、平和的解決に関わることに触れながら表現している。【社会的な思考・判断・表現】

(4) 指導の構想

北方領土をテーマとした授業は、目標の設定の仕方において大きくは次の2つに類型化できるとされる。1つは、特定の態度の形成を授業目標設定の前提とし、子どもに直接的に一定の価値を伝達していく「直接的態度形成型授業」。ここでは、一般的に「あなたはどうすべきか」と問う。直接的態度形成型授業は、北方領土返還運動への関わり方の違いから、さらに2つに分類される。1つは、返還運動に対する行動を喚起し、自身の所属する地域に普及させることを目的とする「行動喚起主義」。もう1つは、行動まで求めることはしないが、北方領土に対する子どもたちの関心をできるだけ高めようとする「関心喚起主義」である。

もう1つは、特定の態度の形成を授業目標の前提に置いてはいるが、直接的な価値の伝達からは一定程度距離を置き、様々な手段を用いることで間接的に価値に気づかせていく「間接的 attitude 形成型授業」。ここでは、一般的に「あなたはどうか考えるか」と問う。これは、価値を伝達する際に使用する手段の違いから、次に2つに分類される。1つは、ロールプレイングやメディアリテラシーといった授業の手法に着目し意見形成を促進しようとする「授業手法工夫型」。もう1つは、自分たちの住む地域にもあり、北方領土にも存在する共通した内容を取り上げることで、両方の土地が近いという事実を心象的に伝達しようとする「授業内容工夫型」である。

北方領土をテーマとした授業の変遷は、目標観の変遷として捉えることができる。直接的態度形成型授業と間接的 attitude 形成型授業はともに、「北方領土は返還されるべきである」という認識を子どもたちに得させるといふ点では共通している。若い人々へ領土関連の記憶が引き継がれない事態を避けるために、授業ではまず国家の主義主張を伝えなければならないという意識が底流しているからである。一方で、運動に携わる行動そのものを喚起する授業から関心を喚起する授業へ、そして授業の手法に着目し意見形成を促進しようとする授業から事実を心象的に伝達しようとする授業への変化は、領土問題解決に向けた「一元的な解決法の提案」から「多元的な解決法の模索」へと授業づくりの関心が移ってきた過程といえる。

先述の類型化された授業と本時は、一線を画する。生徒の実態に即し、地理的分野、歴史的分野、公民的分野それぞれ1時間を想定し、最終的には、北方領土を中心に、近隣諸国との間に領土問題が存在すること、なぜ領土が問題化したのか、現状として両国はどのように考え、対応しているかを認識させたい。その上で、「領土問題はどのようにしたら解決の方向に向かうのか」考えさせ、その問題の難しさを再認識させたい。また、「自分が領土問題解決に向けて関わる方法はないのか」調べたり考えさせたりすることを通し、社会参画意識を醸成したいと考える。

本時は、単元「日本の姿」における「日本の範囲」で、日本の領域や排他的経済水域について学習したあとの1時間を想定している（生徒観で述べた通り、生徒は現在中国・四国地方を学習中である）。6時間扱いの単元3時間目にあたる前時までには、生徒は、「世界の中での日本の位置」において、緯度や経度、大陸との位置関係から世界における日本の位置の表し方を、「時差でとらえる日本の位置」において、時差が生じる理由や日本と世界の都市との時差の求め方を学習した。また前時は、東西南北の端を確認しながら、日本の領域と排他的経済水域について学習している。その後を迎える本時は、6時間扱いの単元4時間目にあたる（ことを想定している）。北方領土、竹島、尖閣諸島という日本の領土は、それぞれロシア、韓国、中国と領有権をめぐる問題化（日本政府は、尖閣諸島については領有権の問題自体存在していないという立場を貫いている）していることを、生徒は概ね知っている。しかし、その背景や知っているようでよく知らないこと、知らないままにしていることを知るにより、今後の国際関係の大きな鍵を握る問題の1つである領土問題に興味を持ち、自分の意見を形成したり、問題解決に寄与したいと思うような意欲を喚起したりしたいと考える。また、そのために基礎となる知識を身に付けさせ、このあと歴史的分野、公民的分野でそれぞれ1時間ずつを予定している「領土問題」を考える学習に円滑に接続したいと考える。

(5) 本時の展開

段階	学習活動及び学習内容	時間 (分)	■指導上の留意点
導入	1 かつての学習旅行地である屋久島へ、先輩はどのようにして(交通手段)赴いたのか考える。 ・飛行機、新幹線、フェリー、バスといったあらゆる交通機関を手段として現地に到着したことを理解する。 2 既習事項(日本の端)を確認する。 ・東端=南鳥島、西端=与那国島、南端=沖ノ鳥島、北端=択捉島 ・日本の領土であり、屋久島より近い択捉島(北方領土)にも同様に赴くことは可能だが、現状ではそもそも(自由に)行くことができないことを理解する。 3 北方領土の地理的位置を確認する。 ・千島列島と北方領土との境界線がどこなのかを確認した上で、北方領土(北方四島)の名称と位置を復習する。 4 学習課題を把握する。	8	■ 生徒の興味・関心を喚起しながら、なるべく思考の流れに添って学習課題を設定できるようにする。 ■ 3年生の前期中間テストに出題された問題を活用していることを明かし、意欲を喚起する。
なぜ(日本の領土である)北方領土に行くことができないのだろうか？			
展開	5 課題に対する答えを予想する。 ・日本政府が規制しているから。・ロシアに占拠されているから。 ・条約を結んでいるから。・勝手に行くと撃たれるから。 6 北方領土の帰属の変遷を確認する。 ・1855年の日魯通好条約(日露和親条約)、1875年の樺太千島交換条約、1905年ポーツマス条約、1951年のサンフランシスコ平和条約における北方領土の帰属を確認する。 7 本当に北方領土に行くことができないのか考える。 ・書籍に写真が掲載されていることから、北方領土に渡航している人がいることを理解する。 ・北方領土に行くことができること(2つの方法)、あくまで「自由に」行くことができないことを理解する。 8 北方領土問題をめぐり対立するロシアと、なぜビザなし交流を行うのか、その理由を考える。 ・資料をもとに個人で考えたのち、4人グループで意見を交流する。	32	■ 地理的分野の学習なので、なるべくその帰属に絞って条約の内容を確認し、北方領土は日本固有の領土であることの理解を図る。 ■ 領土問題の平和的解決に向け、相互理解のため「ビザなし交流」が行われていること、ロシア本土からパスポートを持参し、ビザを発給されるという形であれば渡航は可能だが、日本政府が自粛を求めていることに気付かせる。
終結	9 本時の学習を踏まえ、課題に対する答えをまとめる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 歴史的背景を見ると、古くから北方領土は日本の領土であるが、現在はロシアが不法占拠し、「支配」を行っていることから、北方領土に行くことはできない。しかし、自由に行くことができないだけであって、ロシア経由で行くことはできるが、それは外国の領土と認めることになるので自粛が求められている。日本の領土から直接行くことができるのは、平和的解決を目指したビザなし交流のみである。 </div> 10 領土問題解決に向けて、まず最初に必要なことを考える。 ・他にも竹島をめぐって韓国と、尖閣諸島をめぐって中国と問題が生じている(中国については問題を生じさせようとしている)ことを理解する。	10	■ 領土問題解決のためには、相手国の主張や他国の反応を知ることが必要であることを補足する。

6 引用・参考文献

- 和田春樹『領土問題をどう解決するか』平凡社新書，2012年
- 松竹伸幸『日本の領土紛争』大月書店，2011年
- 岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣，これが解決策』朝日新書，2013年
- 岡田和裕『ロシアから見た北方領土』光人社NF文庫，2012年
- 山本皓一『日本の国境を直視する②竹島・北方領土』KKベストセラーズ，2012年
- 浦野起央『日本の領土問題』三和書籍，2014年
- 草原和博「未来予測に立つ“領土領海問題”の取り上げ方」『社会科教育 NO.666』明治図書，2014年
- 草原和博・渡部竜也編著『“国境・国土・領土”教育の論点争点』明治図書，2014年
- 石郷岡健『論点整理 北方領土問題』東洋書店，2012年
- 黒岩幸子『千島はだれのものか』東洋書店，2013年
- 小笠原信之『「北方領土問題」読本』緑風出版，2012年
- 吹浦忠正監修『日本の国土と国境』出窓社，2013年
- 外務省『われらの北方領土2013年版』，2014年